道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第七項中「第四項」を「第六項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同条第八項及び第九項中「第三十条第四項」を「第三十条第六項」に改め、同条第十項中「第百八条第六項第二号」を「第百八条第八項第二号」に、「8秒」を「八秒」に改める。

第二十二条中第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　特種用途自動車及び幼児専用車については、当分の間、保安基準第二十二条の五第一項の規定は、適用しない。

附　則

この告示は、平成二十四年七月一日から施行する。

○国土交通省告示第七百六十八号

船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第百四十六条の十、第百四十六条の十の二及び第百四十六条の三十九並びに船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第五条の規定に基づき、航海用具の基準を定める告示及び船舶の消防設備の基準を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

航海用具の基準を定める告示及び船舶の消防設備の基準を定める告示の一部を改正する告示

（航海用具の基準を定める告示の一部改正）

第一条　航海用具の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第百四十六条の十」の下に「及び規程第百四十六条の十の二」を加える。

第六条本文中「第百四十六条の十の二」を「第百四十六条の十の三」に改める。

第七条本文中「第百四十六条の十の三」を「第百四十六条の十の四」に改める。

第三十二条第一項中第五号を六号とし、第四号を次のように改める。

四　踏段は、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ　安全上十分な大きさを有するものであること。

ロ　適当な間隔で水平に取り付けられたものであること。

ハ　銘板が取り付けられたものであること。

第三十二条第一項第四号の次に次の一号を加える。

五　サイド・ロープは、降ろした長さを識別するための印が適当な間隔で付されたものであること。

（船舶の消防設備の基準を定める告示の一部改正）

第二条　船舶の消防設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号中「特定機関区域」の下に「又はロールオン・ロールオフ貨物区域」を加え、同号を第六号とし、第四号中「又は火災探知装置の動力源が故障」を「が故障し、又は火災探知装置への給電が停止」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五　前号の場合において、故障から復旧し、又は給電が再開されたときには、自動的に通常の作動状態に復帰するものであること。

第三十四条第二項中第八号を第九号とし、第七号中「第五号から第八号」を「第六号から第九号」に改め、同号を第八号とし、第六号を第七号とし、第三号から第五号までをそれぞれ一号ずつ繰り下げ、第二号中「又は火災探知装置の動力源が故障」を「が故障し、又は火災探知装置への給電が停止」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三　前号の場合において、故障から復旧し、又は給電が再開されたときには、自動的に通常の作動状態に復帰するものであること。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、平成二十四年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条　施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、この告示による改正後の航海用具の基準を定める告示及び船舶の消防設備の基準を定める告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（船舶設備規程第百四十六条の十の二の水域を定める告示の一部改正）

第三条　船舶設備規程第百四十六条の十の二の水域を定める告示（平成四年運輸省告示第五十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

船舶設備規程第百四十六条の十の三の水域を定める告示

本文中「第百四十六条の十の二」を「第百四十六条の十の三」に改める。

○国土交通省告示第七百六十九号

旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令（平成二十四年国土交通省令第六十七号）の施行に伴い、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第七条の二第一項の規定に基づき、旅客自動車運送事業運輸規則第七条の二第一項の運送引受書の記載事項を定める告示を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

旅客自動車運送事業運輸規則第七条の二第一項の運送引受書の記載事項を定める告示

（用語）

第一条　この告示において使用する用語は、旅客自動車運送事業運輸規則において使用する用語の例による。

（運送引受書の記載事項）

第二条　旅客自動車運送事業運輸規則第七条の二第一項の運送引受書に記載する事項は、次のとおりとする。

一　当該運送の申込者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先

二　当該運送を引き受ける一般貸切旅客自動車運送事業者と運送契約を締結する者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先

三　当該運送の申込みに係る旅客の団体の名称

四　当該運送を引き受ける一般貸切旅客自動車運送事業者の住所及び電話番号その他の連絡先（緊急時における連絡先を含む。）並びに道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四条第一項の許可の年月日及び許可番号並びに営業区域

五　当該運送に係る事業用自動車（以下単に「事業用自動車」という。）の発車及び到着の日時、宿泊又は待機を要する場合はその旨その他事業用自動車の運行に関する旅行の日程

六　事業用自動車の配車の地点及び日時